

豊橋市オフィス誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市オフィス誘致補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に新たにオフィスを開設する際に要する費用に対し、予算の範囲内において補助することにより、市内への企業の誘致並びに企業の誘致による人材の流出の防止及び人材の確保を促進し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 法人等の設立等異動申告書（豊橋市市税条例（昭和25年豊橋市条例第25号）第27条の2第7項に規定する市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告するための申告書をいう。以下同じ。）が市に対して提出されている又は提出される予定の事業所（コワーキングスペース（事業所の利用者等が、机、いす及びネットワーク設備等の実務に必要となる環境を共有しながら、仕事及び地域経済の活性化に資する活動を行うことができる場所をいう。）を含む。）であって、当該事業所内の業務内容の全てが別表第1の小分類・細分類の欄に掲げる業務のために使用されるものをいう。
- (2) 事業者 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第9号に規定する普通法人をいう。
- (3) 正社員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に定める被保険者として期間の定めのない労働契約を締結している労働者であり、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものであって、補助金の交付対象となるオフィスにおいて、継続して1年以上常勤として勤務することが見込まれるものをいう。
- (4) 役員 補助金の交付対象となるオフィスにおいて、継続して1年以上常勤として勤務することが見込まれる法人税法第2条第15号に規定する役員をいう。
- (5) 開設準備事業 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の交付対象となるオフィスの開設に必要な内装工事等を行うことをいう。

(6) 建物等賃借事業 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の交付対象となるオフィスに係る建物、貸室その他スペースの賃貸借契約その他有償で建物等を賃借することをいう。

(7) 雇用補助事業 開設準備事業又は建物等賃借事業の補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が、正社員を新規雇用（本市の区域内に住所を有する者に限る。）又は他事業所から転勤（本市外から本市の区域内に住所を移す者に限る。）させることをいう。

(8) オフィス開設日 法人等の設立等異動申告書に記載された設置（開設）年月日をいう。

（補助対象者等）

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助の対象となる期間（以下「補助期間」という。）及び補助率（補助限度額を含む。）は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) オフィス開設日の前日において、市外に本社があること。

(2) 市内にオフィスを開設すること。

(3) オフィス開設日以前に、市内にオフィスを有していないこと。

(4) オフィス開設日から起算して、市内で3年以上業務の全部又は一部を継続し、かつ、オフィス以外の用途で使用しないこと。

(5) 補助金の交付対象となるオフィスにおいて、オフィス開設日から90日以内に常時勤務する雇用保険法第4条第1項に定める被保険者として雇用されている従業員又は役員を1名以上配置すること。

(6) 第6条第1項の補助金交付申請書を提出した日の属する年度内に、補助対象経費の支出があること。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

(1) 市に納付すべき市税を滞納している者

(2) 過去に補助対象事業に係る補助金の交付を受けた（建物等賃借事業に係る補助金にあっては当該補助金の交付を受けようとする年度の前年度の補助期間が6

月に満たない場合を除き、雇用補助事業に係る補助金にあつては1回目の交付が限度額に満たない場合を除く。)者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっている者

(5) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

(6) その他市長が適当でないと認めた者

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、別表第2に定める補助対象事業ごとに補助対象経費(国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置等を受けた場合は、当該補助対象経費の額から当該助成措置等により受けた額を控除した経費)に補助率を乗じた額とする。ただし、補助金の額は予算の範囲内において、同表に定める額を限度額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その一部を省略することができる。

(1) 事業計画書(様式第1の2から様式第1の4までのいずれか)

(2) 暴力団排除に関する誓約書(様式第1の5)

(3) 履歴事項全部証明書

(4) 別表2補助対象事業欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表添付書類の欄に掲げるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金交付申請書の提出は、次の各号に掲げる期限までに行わなければならない。

(1) 開設準備事業 法人等の設立等異動申告書の届出前であつて、かつ、事業に係る契約等締結前

(2) 建物等賃借事業 法人等の設立等異動申告書の届出前であって、かつ、オフィスに係る建物等の賃貸借契約等締結前

(3) 雇用補助事業 別表第2に掲げる補助期間の始期となる日前（始期となる日が4月1日となる場合は4月1日）

3 前項の場合において、補助金交付申請書を提出すべき年度において補助期間が到来しないときは、補助金交付申請書に代えて事前申込書（様式第2）を提出しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けようとする者は、事前申込書の提出を行った翌年度速やかに補助金交付申請書の提出を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による事前申込書の内容を審査し、受理した場合には、事前申込受理通知書（様式第3）により、事前申込書を提出した者に通知するものとする。

5 2以上の補助対象事業に係る補助金の交付を併用して申請する場合は、当該補助対象事業ごとに申請するものとする。

（交付の決定）

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書（様式第4）によるものとする。

（事業計画変更等の承認）

第8条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容変更、中止又は廃止しようとする場合は、事業計画変更等申請書（様式第5）に計画変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請についてその内容を審査し適当であると認めるときは、補助金等変更決定通知書（様式第6）により補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書（様式第7）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その一部を省略することができる。

(1) 法人等の設立等異動申告書又は市が交付した法人所在証明書

(2) 補助金の交付対象オフィスの従業員名簿その他の第4条第3項第5号に規定

する従業員又は役員の配置の要件について確認できる書類。ただし、オフィス開設日前である等のやむを得ない理由により補助事業等実績報告書の提出時に当該従業員又は役員の配置の要件を満たしていない場合には、オフィス開設日から90日以内に配置及び提出するものとする。

(3) 補助対象事業ごとに、それぞれ別表第2の添付書類の欄に定める書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要と認める場合は、補助事業者に対し、オフィス開設日から起算して3年間、事業状況の報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、補助金確定通知書(様式第8)により通知することにより行うものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(10万円未満の減価償却資産にあつては、事業の完了から6月。)を経過した場合は、前項の規定は適用しない。

3 補助事業者が、第1項の規定により市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつた場合は、市長は、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があつたとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

大分	中分	小分類・細分類
----	----	---------

類	類	
全ての大中分類において対象		小分類 管理、補助的経済活動を行う事業所 細分類 主として管理事務を行う本社等 細分類 管理、補助的経済活動を行う事業所
G 情報 通信 業	37 通信 業	371固定電気通信業 3711地域電気通信業（有線放送電話業を除く） 3712長距離電気通信業 3713有線放送電話業 3719その他の固定電気通信業 372移動電気通信業 3721移動電気通信業 373電気通信に附帯するサービス業 3731電気通信に附帯するサービス業
	38 放送 業	381公共放送業（有線放送業を除く） 3811公共放送業（有線放送業を除く） 382民間放送業（有線放送業を除く） 3821テレビジョン放送業（衛星放送業を除く） 3822ラジオ放送業（衛星放送業を除く） 3823衛星放送業 3829その他の民間放送業 383有線放送業 3831有線テレビジョン放送業 3832有線ラジオ放送業
	39 情報 サー ビス 業	391ソフトウェア業 3911受託開発ソフトウェア業 3912組込みソフトウェア業 3913パッケージソフトウェア業 3914ゲームソフトウェア業 392情報処理・提供サービス業 3921情報処理サービス業 3922情報提供サービス業

		3923市場調査・世論調査・社会調査業 3929その他の情報処理・提供サービス業
40 インターネット 付随サービス業		401インターネット付随サービス業 4011ポータルサイト・サーバ運営業 4012アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ 4013インターネット利用サポート業
41 映像・音声・文字情報制作業		411映像情報制作・配給業 4111映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く） 4112テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く） 4113アニメーション制作業 4114映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業 412音声情報制作業 4121レコード制作業 4122ラジオ番組制作業 413新聞業 4131新聞業 414出版業 4141出版業 415広告制作業 4151広告制作業 416映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 4161ニュース供給業 4169その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
L 学術	71 学	711自然科学研究所 7111理学研究所

研究、 専 門・技 術サ ービ ス業	術・開 発研 究機 関	7112工学研究所 7113農学研究所 7114医学・薬学研究所 712人文・社会科学研究所 7121人文・社会科学研究所
	72 専門 サー ビス 業（他 に分 類さ れな いも の）	721法律事務所、特許事務所 7211法律事務所 7212特許事務所 722公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所 7221公証人役場、司法書士事務所 7222土地家屋調査士事務所 723行政書士事務所 7231行政書士事務所 724公認会計士事務所、税理士事務所 7241公認会計士事務所 7242税理士事務所 725社会保険労務士事務所 7251社会保険労務士事務所 726デザイン業 7261デザイン業 727著述・芸術家業 7271著述家業 7272芸術家業 728経営コンサルタント業、純粋持株会社 7281経営コンサルタント業 7282純粋持株会社 729その他の専門サービス業 7291興信所 7292翻訳業（著述家業を除く） 7293通訳業、通訳案内業 7294不動産鑑定業

	7299他に分類されない専門サービス業
73 広告 業	731広告業 7311広告業
74 技術 サー ビス 業（他 に分 類さ れな いも の）	742土木建築サービス業 7421建築設計業 7422測量業 7429その他の土木建築サービス業 743機械設計業 7431機械設計業 744商品・非破壊検査業 7441商品検査業 7442非破壊検査業 745計量証明業 7451一般計量証明業 7452環境計量証明業 7459その他の計量証明業 746写真業 7461写真業（商業写真業を除く） 7462商業写真業 749その他の技術サービス業 7499その他の技術サービス業

備考 本表は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）から一部抜粋したものである。

別表第2（第4条、第6条、第9条関係）

補助 対象 事業	補助対象経費	補助期間	補助率及 び限度額	添付書類
開設 準備 事業	次に掲げる経費 (1)内装工事費 (建物附属設備	オフィス開設日の90 日前以降かつオフィ ス開設日から90日以	2分の1 以内。た だし、1	1 交付申請書 (1)見積書等(積算根 拠を確認できる書

	<p>工事費、修繕費等)</p> <p>(2)単価10万円未満のオフィス家具購入費(机、いす、キャビネット等)</p> <p>ただし、補助対象者の親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))又は関連会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。))との間で契約を行う場合を除く。</p>	<p>内に事業着手(内装工事における着工又はオフィス家具購入における最初の物品の納品をいう。)し、事業着手から90日以内に事業完了(支払を含む)するものであること。</p> <p>ただし、着手から完了までが同一年度内に完結する事業に限る。</p>	<p>事業者につき100万円を限度とする。</p>	<p>類)</p> <p>2 実績報告書</p> <p>(1)補助対象経費の支払等を証明する書類(契約書、振込明細書、領収証等)</p> <p>(2)補助事業を実施したことを確認できる写真等</p>
<p>建物等賃借事業</p>	<p>次に掲げる経費(補助期間内に支出したものに限る。)</p> <p>(1)事業を営むための貸室等に係</p>	<p>オフィス開設日の属する月の翌月(ただし、オフィス開設日が月の初日の場合は当月)初日かつ補助金交付決定後から起</p>	<p>10分の10以内。ただし、1事業者につき1月当たり15</p>	<p>1 交付申請書</p> <p>(1)賃貸料及び共益費等の賃貸借契約に係る契約条件を確認できる書類</p> <p>2 実績報告書</p>

	<p>る賃借料（賃貸借契約等に掲げる月額賃料等をいい、敷金、礼金その他の保証料等を除く。）</p> <p>(2) 共益費</p> <p>(3) 駐車場賃借料</p> <p>(4) その他必要と認める経費</p> <p>ただし、補助対象者の親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。）との間で契約を行う場合を除く。</p>	<p>算して6月を経過する日又は当該年度の末日までのいずれか早い日まで（オフィス開設日の属する年度の翌年度に再度交付申請を行う場合にあっては、オフィス開設日の属する年度の補助期間と合わせて6月を経過する日まで。）。</p>	<p>万円を限度とする。</p>	<p>(1) 賃貸借契約書等</p> <p>(2) 補助対象経費の支払等を証明する書類（振込明細書、領収証等）</p>
雇用補助事業	<p>オフィス開設日の90日前から1年を経過する日の前日までに、雇用を開始した新</p>	<p>補助金交付決定後の雇用開始日若しくは転勤者の転入日又はオフィス開設日いずれか遅い日以降最初</p>	<p>10分の10以内。ただし、1人につき40万円、</p>	<p>1 交付申請書</p> <p>(1) 補助対象正社員の内定通知書又は異動辞令書等</p> <p>2 実績報告書</p>

<p>規雇用正社員又は本市外から転入した正社員（以下「補助対象正社員」という。）に支払われる給与</p>	<p>の給与支払日から起算して6月分給与の支払が終了する日又は当該年度の末日までのいずれか早い日まで。（雇用開始日若しくは転勤者の転入日又はオフィス開設日のいずれか遅い日の属する年度の翌年度に再度交付申請を行う場合にあつては、雇用開始日若しくは転勤者の転入日又はオフィス開設日のいずれか遅い日の属する年度の補助期間と合わせて6月分給与の支払が終了する日まで）</p>	<p>1 事業者につき2 人を限度とする。</p>	<p>(1)補助対象正社員の住民票 (2)補助対象正社員の雇用保険被保険者証 (3)補助対象正社員の雇用契約書等（正社員であることを確認できる書類） (4)補助対象正社員の補助期間の給与明細書等</p>
------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日より前に改正前の豊橋市オフィス誘致補助金交付要綱第6条に規定する開設計画書の提出があった事業の取扱いについては、なお従前の例による。